



第52・53号 (昭和39年3月—4月)

目次

関係法令

法律, 政令, 省令, 規則, 訓令, 告示等…………… 1  
 国立学校設置法施行令の一部を改正する政令(抜粋) …… 2  
 国立学校設置法施行規則(抜粋) ……………… 2  
 国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に  
 関する省令の一部を改正する省令(抜粋) ……………… 3  
 職員の元氣回復(人事院規則10—6) ……………… 4

学内規則

富山大学における規則等の制定に関する規則の制定… 5  
 富山大学の名義等使用に関する許可基準の制定…………… 6  
 富山大学附属図書館商議会規程の一部改正…………… 6  
 // 学部図書委員会規程の一部改正…………… 7  
 // 経済学部規程の一部改正…………… 7  
 // 電子計算機室設立準備委員会規則の制定…………… 7

諸会議

諸会議…………… 7

人事異動

人事異動…………… 8

学内諸報

昭和38年度卒業式……………11  
 昭和39年度入学式, 薬学研究科入学式……………11  
 薬学会奨励賞の受賞……………12  
 富山工業高専の発足……………12  
 R連盟の卓球大会……………12  
 共済組合だより……………12  
 職員消息……………12  
 主要日誌……………13  
 職員の不幸……………15

関係法令

法律

第9号 国立学校設置法の一部を改正する法律  
 39. 3.27官報  
 第20号 所得税法の一部を改正する法律 39. 3.31 //

第36号 文部省設置法の一部を改正する法律  
 39. 3.31 //

第55号 国立学校特別会計法 39. 4. 3 //

政令

第41号 国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程  
 を定める政令の一部を改正する政令39. 3.30官報

第76号 文部省組織令の一部を改正する政令39.3.31 //

第77号 国立学校設置法施行令の一部を改正する政令  
 39. 3.31 //

第112号 国立学校特別会計法施行令 39. 4. 3 //

省令

文部5号 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令  
 39. 3.19官報

// 6号 文部省定員規則の一部を改正する省令  
 39. 3.31 //

// 7号 文部省設置法施行規則の一部を改正する省令  
 39. 3.31 //

// 10号 国立大学の大学附置の研究所の研究部門に関  
 する省令の一部を改正する省令 39. 4. 1 //

// 11号 国立学校設置法施行規則 39. 4. 1 //

// 12号 国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科  
 目に関する省令の一部を改正する省令  
 39. 4. 1 //

// 13号 文部省設置法施行規則の一部を改正する省令  
 39. 4. 3 //

// 14号 奨学寄附金委任経理事務取扱規則 39.4.23 //

大蔵22号 国の会計機関の使用する公印に関する規則  
 39. 4. 1 //

// 25号 固定資産の耐用年数等に関する省令の一部を  
 改正する省令 39. 4.23 //

郵政4号 外国郵便規則の一部を改正する省令  
 39. 3. 5 //

規則

人事院2—3 人事院事務総局の組織の一部を改正する  
 規則 39. 4. 1官報

// 10—6 職員の元氣回復に関する規則  
 39. 4. 1 //

// 16—0 職員の災害補償の一部を改正する規則  
 39. 4. 9 //

訓令

内閣1号 国の行政機関において使用する公印の形式,  
 寸法等に関する規則 39. 4. 1官報

文部1号 事務局に部を置く国立大学等を指定する訓令  
 の一部を改正する訓令 39. 4. 1 //

// 2号 文部省会計事務取扱規程の一部を改正する訓  
 令 39. 4.21 //

告示

文部69号 幼稚園教育要領を定めた件 39. 3.23官報

**官庁報告**

文部省 文部省防災業務計画の要旨公表39. 4.14官報  
 人事院 勤務評定及び職員の元気回復に定める人事院  
 の権限及び所掌事務の一部の委任に関し決定し  
 た件 39. 4. 1 ♪

**公 告**

文部共済 文部省共済組合法の一部改正について  
 39. 4.10官報

**官報正誤**

文部省告示第69号（幼稚園教育要領） 39. 4. 8官報  
 文部省令第7号（文部省設置法施行規則）39. 4.27 ♪  
 ♪ 第11号（国立学校設置法施行規則）  
 39. 5. 8 ♪

**政令第77号（39. 3.31）**

**国立学校設置法施行令の一部を**

**改正する政令（抜粋）**

国立学校設置法施行令（昭和29年政令第43号）の一部を  
 次のように改正する。（中 略）

**別表第1**

国立大学の名称	左欄の国立大学に置かれる職員の定員
富山大学	622人

**附 則**

この政令は、昭和39年4月1日から施行する。

**文部省令第11号（39. 4. 1）**

**国立学校設置法施行規則（抜粋）**

**第1章 国立大学及び国立短期大学**

**第1節 職員の種類及び定員**

（職員の種類）

**第1条** 国立大学及び国立短期大学の職員の種類は、次のとおりとする。

学長、教授、助教授、講師、助手、事務職員、技術職員  
 教務職員

2. 国立学校設置法施行令（昭和29年政令第43号）第1条の規定により附属の学校（以下「附属学校」という。）を置く国立大学にあつては、職員の種類は、前項に定めるもののほか、教諭及び養護教諭とする。

3. 事務職員は、庶務、会計等の事務に従事する。

4. 技術職員は、技術に関する職務に従事する。

5. 教務職員は、教授研究の補助その他教務に関する職務に従事する。

（職員の定員）

**第2条** 各国立大学の職員の種類ごとの定員（国立学校設置法（昭和24年法律第150号。以下「法」という。）第3条の3第2項に掲げる国立短期大学（以下「併設短期大学」という。）の職員の種類ごとの定員を含む。）は

別表第1のとおりとし、法第3条の3第1項に掲げる各国立短期大学の職員の種類ごとの定員は、別表第2のとおりとする。

**第2節 学部、教養部及び分校**

（学部長）

**第3条** 国立大学の学部（以下「学部」という。）に学部長を置き、その大学の教授をもつて充てる。ただし、1個の学部を置く国立大学（以下「単科大学」という。）にあつては、学部長を置かないものとする。

（学科及び課程等）

**第7条** 学部に置く学科及び課程、学部又は学科に置く講座及び学科目並びに国立大学の教養部（留学生部を含む以下同じ。）に置く学科目については、国立大学の学科目及び課程並びに講座及び学科目に関する省令（昭和39年文部省令第3号）の定めるところによる。

**第3節 附置研究所、附属図書館及び附属病院その他の教育研究施設**

（附属図書館の館長）

**第12条** 国立大学の附属図書館（以下「附属図書館」という。）に館長を置き、その大学の教授をもつて充てる。ただし、必要がある場合には、事務職員をもつて充てることことができる。

（分館及び分館長）

**第13条** 附属図書館に、文部大臣が別に定めるところにより、分館を置く。

2. 分館に分館長を置き、その大学の教授又は助教授をもつて充てる。ただし、必要がある場合には、事務職員をもつて充てることことができる。

（学部附属の教育研究施設等及びその長）

**第20条** 第14条第1項に規定するもののほか、別表第6のとおり、学部附属の教育施設又は研究施設を置く。

2. （略）

3. 前2項の教育施設及び研究施設に長を置き、当該学部又は当該附置研究所の教授又は助教授をもつて充てる。

**第4節 短期大学及び附属学校**

（併設短期大学の学長）

**第21条** 併設短期大学の学長は、その併設短期大学が併設される国立大学の学長をもつて充てる。

（短期大学主事）

**第22条** 併設短期大学に短期大学主事を置き、その併設短期大学の教授をもつて充てる。

2. 短期大学主事は、学長の職務を助け、併設短期大学の校務を整理する。

（国立短期大学の学科）

**第23条** 各国立短期大学に、別表第8のとおり、学科を置く。（附属学校の名称）

**第24条** 附属学校の名称は、別表第9の上欄の国立大学又は学部の名称に同表下欄の学校の名称を附したものとす

る。

(附属学校の校長等)

**第25条** 附属学校に校長(幼稚園にあつては、園長とする。)を置き、その附属学校が附属する国立大学又は学部の教授をもつて充てる。

2. 附属学校の校長及び園長は、その附属学校が附属する国立大学の学長又はその附属学校が附属する学部の学部長(単科大学にあつては、学長とする。)の監督の下にその職務に従事する。

(附属学校の教頭)

**第26条** 附属学校(幼稚園にあつては、文部大臣が指定するものに限る。)に教頭を置き、その附属学校の教諭をもつて充てる。

(附属学校のその附属する国立大学への協力)

**第27条** 附属学校は、その附属学校が附属する国立大学又は学部における児童、生徒又は幼児の教育又は保育に関する研究に協力し、及び当該国立大学又は学部の計画に従い学生の教育実習の実施に当たるものとする。

#### 第5節 事務組織

(事務及び厚生補導に関する部)

**第28条** 国立大学に、庶務、会計及び施設等に関する事務を処理させるため事務局を、及び学生の厚生補導に関する事務を処理させるため厚生補導に関する部を置く。

2. 事務局の所掌事務を分掌させるため、文部大臣が指定する国立大学の事務局に部を、その他の国立大学の事務局に課を置く。

3. 前項の部及び厚生補導に関する部にそれぞれ課を置く。

4. 前2項に規定する部及び課の名称及び所掌事務に関しては、文部大臣の承認を受けて、その大学の学長が定める。

5. 事務局、部及び課に、それぞれ事務局長、部長及び課長を置く。

6. 事務局長は事務職員をもつて、事務局の部長及び課長は事務職員又は技術職員をもつて、並びに厚生補導に関する部の部長にあつてはその大学の教授、助教授又は事務職員をもつて、課長にあつては事務職員又はその大学の教授、助教授若しくは講師をもつて充てる。

7. 事務局長及び厚生補導に関する部の部長は、学長の監督の下に、それぞれ、事務局の事務又は厚生補導に関する部の事務を掌理し、並びに第29条第1項に規定する事務部及び事務室並びに併設短期大学及び国立工業教員養成所の事務部の事務について総括し、及び調整する。

8. 部長(厚生補導に関する部の部長を除く。)及び課長は、それぞれ上司の命を受け、部又は課の事務を処理する。

(学部等の事務組織)

**第29条** 国立大学の学部、教養部、分校、附置研究所、附

属図書館及びその分館、学部附属又は附置研究所附属の教育施設及び研究施設並びに附属学校(以下「学部等」という。)に、その事務を処理させるため、規模に応じ、それぞれ事務部又は事務室を置くことができる。

2. (略)

3. (略)

4. 事務部、事務室及び課に、それぞれ事務長(第2項の規定により課を置く事務部にあつては事務部長とする)事務主任及び課長を置き、事務職員をもつて充てる。

5. 事務部長、事務長及び事務主任は、それぞれ学部等の長の命を受け、事務部又は事務室の事務を処理し、課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。

(国立短期大学の事務組織)

**第30条** 法第3条の3第1項に掲げる国立短期大学に、その事務を処理させるため事務局を置き、併設短期大学にその事務を処理させるため事務局を置くことができる。

2. 事務局に事務長を置き、事務職員をもつて充てる。

3. 事務長は、上司の命を受け、事務局の事務を処理する。

#### 第6節 雑則

(内部組織に関する委任)

**第31条** この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、国立大学及び国立短期大学の内部組織については、その大学又は短期大学が定める。

#### 附則

1. この省令は、公布の日から施行する。

(註・公布の日=昭和39年4月1日)

#### 別表第1

国立大学の名称	学長	教授	助教授	講師	助手	教諭	養護教諭	その他の職員	計
富山大学	1	89	105	11	44	35	1	336	622

#### 別表第6

国立大学の名称	上欄の国立大学の学部	中欄の学部附属の教育施設及び研究施設
富山大学	薬学部	和漢薬研究施設

#### 別表第8

国立短期大学の名称	上欄の国立短期大学に置く学科
富山大学経営短期大学部	経営科

#### 別表第9

上欄	下欄
富山大学教育学部	附属小学校、附属中学校、附属幼稚園

#### 文部省令第12号(39.4.1)

国立大学の学科及び課程並びに講座目及び学科に関する省令の一部を改正する省令(抜粋)

国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する

省令（昭和39年文部省令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第72までを次のように改める。

**別表第32**

富山大学

文理学部

文学科

- |      |       |
|------|-------|
| 哲学   | 国文学   |
| 哲学史  | 英語学   |
| 国史学  | 英文学   |
| 東洋史学 | ドイツ語学 |
| 西洋史学 | ドイツ文学 |
| 国語学  |       |

理学科

- |            |           |
|------------|-----------|
| 代数学及び幾何学   | 有機及び生物化学  |
| 解析学及び応用解析学 | 無機及び分析化学  |
| 固体物理学      | 動物形態学     |
| 量子物理学      | 動物生理学     |
| 物質構造学      | 植物生理及び形態学 |
| 物理化学       | 地学        |

（一般教育等）

- |     |       |
|-----|-------|
| 哲学  | 数学    |
| 倫理学 | 物理学   |
| 心理学 | 化学    |
| 歴史学 | 生物学   |
| 文学  | 地学    |
| 音楽  | 英語    |
| 美術  | ドイツ語  |
| 法学  | フランス語 |
| 経済学 | ラテン語  |
| 統計学 | 保健体育  |

教育学部

小学校教員養成課程・中学校教員養成課程

- |           |          |
|-----------|----------|
| 国語学       | 地学       |
| 国文学       | 声楽       |
| 書道        | 器楽       |
| 歴史学       | 作曲       |
| 地理学       | 絵画       |
| 法律学       | 彫塑       |
| 経済学       | 構成       |
| 代数学及び幾何学  | 美術理論・美術史 |
| 解析学及び応用数学 | 体育実技     |
| 物理学       | 生理学及び衛生学 |
| 化学        | 学校保健     |
| 生物学       | 体育理論・体育史 |

- |         |         |
|---------|---------|
| 木材加工    | 英米文学    |
| 電気      | 教育学     |
| 機械      | 教育史     |
| 食物学     | 教育制度    |
| 被服学     | 教育社会学   |
| 家庭管理    | 教育心理学   |
| 農業      | 発達心理学   |
| 英語学     |         |
| 経済学部    |         |
| 経済学科    |         |
| 経済学     | 商学      |
| 経済史     | 簿記学     |
| 経済政策    | 会計学     |
| 財政金融論   | 憲法      |
| 統計学     | 民法      |
| 経済地理学   | 商法      |
| 経営学     | 社会学     |
| 薬学部     |         |
| 薬学科     |         |
| △薬化学    | △衛生化学   |
| △薬品分析化学 | △薬剤学    |
| △生薬学    | △薬剤製造学  |
| △薬品物理化学 | △薬品生物化学 |
| △薬品合成化学 | △薬物学    |
| 工学部     |         |
| 電気工学科   |         |
| 電気理論    | 電気通信    |
| 電気機器    | 自動制御    |
| 電力工学    |         |
| 工業化学科   |         |
| 有機工業化学  | 工業物理化学  |
| 有機合成化学  | 単位操作    |
| 無機工業化学  | プロセス制御  |
| 金属工学科   |         |
| 金属材料学   | 鉄冶金学    |
| 金属加工学   | 非鉄冶金学   |
| 機械工学科   |         |
| 材料力学    | 熱工学     |
| 機械力学    | 動力熱工学   |
| 流体工学    |         |
| 生産機械工学科 |         |
| 切削加工    | 工業計測    |

人事院規則10—6（昭和39年4月1日施行）

職員の元氣回復

（総則）

第1条 職員の元氣回復（以下「レクリエーション」という。）については、別に定めるもののほか、この規則の

定めるところによる。

**第2条** 職員のレクリエーションは、職員の健全な文化、教養、体育等の活動を通じて、その元気を回復し、及び相互の緊密度を高め、並びに勤務能率の発揮及び増進に資するものでなければならない。

(各省各庁の長の権限)

**第3条** 各省各庁の長(内閣、内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長及び人事院総裁並びに各外局の長をいう。以下同じ。)は、その所属の職員のレクリエーションについて、次の各号に掲げる業務をつかさどるものとする。

- (1) 職員に対し、レクリエーションの趣旨の徹底及びその普及をはかるために必要な広報活動を行ない、並びにレクリエーションに関する助言及び指導を行なうこと。
  - (2) レクリエーションに必要な用具、器材、施設等を整備すること。
  - (3) レクリエーションの指導者を養成すること。
  - (4) レクリエーション行事を計画し、及び実施すること。
  - (5) レクリエーションの円滑な実施に必要な職員の自主的組織の運営に援助を与えること。
  - (6) その他レクリエーションの目的の達成に必要な措置を講ずること。
2. 前項各号に掲げる業務の実施に当たっては、職員の自発性が考慮されなければならない。

(人事院の権限)

**第4条** 人事院は、職員のレクリエーションについて、調査研究を行ない、普及及び指導に当たるほか、各省各庁におけるその実施状況を随時調査することができる。

(レクリエーション共同事業)

**第5条** 人事院及び各省各庁の長は、相互に共同してレクリエーション行事を計画し、及び実施することができる。

(レクリエーション行事の実施基準)

**第6条** レクリエーション行事は、その内容が健全でなければならない。かつ、高度の技術又は技能を要するものであってはならない。

2. レクリエーション行事は、できる限り、職員が平等に参加することができるように計画され、及び実施されなければならない。

(勤務時間との関係)

**第7条** レクリエーション行事は、勤務時間(規則15—1(職員の勤務時間等の基準)の規定により割り振られた職員の勤務時間をいう。以下同じ。)以外の時間に実施するものとする。ただし、当該行事が、職員の勤務の特殊性、実施場所の確保の困難、気象条件による制約等の事由により、勤務時間以外の時間において実施することが

著しく困難であると認められる場合には、人事院の定めるところにより、あらかじめ人事院の承認を得て、勤務時間内においても実施することができる。

**第8条** 各省各庁の長は、前条ただし書の規定により勤務時間内においてレクリエーション行事を実施する場合には、人事院の定めるところにより、職員が、当該行事に参加するために必要な時間、勤務しないことを承認することができる。

(権限の委任)

**第9条** 各省各庁の長は、この規則に定める権限を部内の職員に委任することができる。

(報告)

**第10条** 各省各庁の長(前条の規定により第3条第1項第4号又は第5条に規定する権限が委任されている場合は、その委任を受けた者)は、第7条ただし書の規定により勤務時間内においてレクリエーション行事を実施した場合は、人事院の定めるところにより、その結果を人事院に報告しなければならない。

(以上)

## 学 内 規 則

### 富山大学における規則等の 制定に関する規則の制定

富山大学における規則等の制定に関する規則を次のように制定する。

昭和39年3月5日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学における規則等の制定に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、本学において制定する規則等の種類及び制定の手続等を定めることを目的とする。

(種類)

**第2条** 本学において制定する規則等(以下「規則等」という。)は、規則、細則及び内規とする。

(定義)

**第3条** 本学において制定する規則(以下「規則」という。)とは、本学の管理及び運営等のため重要な事項を定めたものをいう。

2. 細則とは、規則にもられなかった補助的な事項、又は規則を実施するために必要な手続等を定めたものをいう。

3. 内規とは、部局(内部部局を含む。以下同じ。)が単独に制定する法形式で、内部の規律、運営及び手続等の必要事項を定めたものをいう。

(制定者)

- 第4条 規則は、評議会の議を経て学長が定める。  
 2 細則は、学長が定める。  
 3. 内規は、学長の委任により部局長が定める。

(制定の手続)

- 第5条 規則及び細則は、その事案に関する主管の課又は部局で起案し、関係課又は部局の合議及び庶務課の審査並びに関係審議機関等の議を経て学長の決裁をうけるものとする。  
 2. 内規は、部局においてそれぞれの審議機関の議を経て部局長の決裁をうけるものとする。

(公布)

- 第6条 規則及び細則は、学長の決裁後庶務課において所定の登録簿に登録の上、公布の手続をとるものとする。  
 2. 内規については、部局において前項に準じ処理した後、学長に報告するものとする。

- 第7条 規則及び細則の公布は、富山大学学報を以てこれをする。

(雑則)

- 第8条 規則等の様式は、別に定める。  
 第9条 規則等の改正及び廃止については、別に定めるもののほか、第4条から前条までの規定を準用する。

附 則

1. この規則は、昭和39年3月5日から施行する。  
 2. この規則施行以前に制定された諸規程は、この規則施行後もなおその効力を有する。

### 富山大学の名義等使用に関する許可基準の制定

富山大学の名義等使用に関する許可基準を次のように制定する。

昭和39年3月5日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学の名義等使用に関する許可基準

富山大学の名義を主催、共催及び後援等に使用させる場合には、次の基準によって審査の上、学長の許可を得るものとする。

1. 主催者についての許可基準  
 イ 官 庁  
 ロ 学校及び学校の連合体  
 ハ 地方公共団体  
 ニ 公共組合  
 ホ 公益法人及びこれに準ずる団体（ただし、宗教法人は除く。）  
 ヘ 新聞社、及び広報機関等  
 ト その他、個人又は営利会社等であって許可基準2の規定に該当するものは、特に審査の上許可するこ

とができる。

2. 事業内容についての許可基準  
 イ その目的が、明らかに教育、学術並びに文化の向上普及に寄与するものであること。  
 ロ その規模が広範囲にわたるものであること。  
 3. その他の審査基準  
 イ 主催者の存在が明確であること。  
 ロ 主催者の基礎が明確かつ強固であること。  
 ハ 役員、その他事業関係者が信用し得る者であること。  
 ニ 講習会にあつては、その講師が事業目的に真に適当な者であること。  
 ホ 開催、開設の場所は公衆衛生、災害防止について十分の設備措置が講ぜられていること。

附 則

この基準は、昭和39年3月5日から施行する。

【備 考】

1. 申請には次の書類を添付しなければならない。  
 イ 主催者の所在及び性格を明らかにする書類  
 ロ 役員その他事業関係者の住所及び身分を明らかにする書類  
 ハ 事業の目的及びその計画を明らかにする書類  
 2. 許可に際しては必ず次の条件を附さなければならない。  
 イ 申請当時の事業計画に変更があつた場合は直ちに届け出ること。  
 ロ 事業終了後直ちにその結果についての報告書を提出すること。  
 ハ 事業を行うに当つては原則として本学が経費を負担しないこと。  
 3. 起案は関係部局課において行ない、庶務課を経て決裁を得なければならない。  
 4. 経営短期大学部がその所管事項について後援等の名義を使用するときは、この基準に準じて行なう。  
 5. 各部局がその所管範囲において部局等の名義を使用するときは、当該部局長がその使用を許可することができる。

### 富山大学附属図書館商議 会規程の一部改正

富山大学附属図書館商議会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和39年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学附属図書館商議会規程の一部を改正する規程  
 富山大学附属図書館商議会規程(昭和24年8月19日制定)  
 の一部を次のように改正する。

第3条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 分館長
- (3) 各学部図書委員会の委員長及び副委員長。ただし、工学部については副委員長を除く。

附 則

この規程(改正)は、昭和39年4月1日から実施する。

富山大学学部図書委員会  
規程の一部改正

富山大学学部図書委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和39年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学学部図書委員会規程の一部を改正する規程  
富山大学学部図書委員会規程(昭和24年8月19日制定)  
の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

- (2) 学部分館長(文理学部, 教育学部, 経済学部及び薬学部においては附属図書館事務長)

附 則

この規程(改正)は、昭和39年4月1日から実施する。

富山大学経済学部規程の一部改正

富山大学経済学部規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和39年4月24日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学経済学部規程の一部を改正する規程  
富山大学経済学部規程(昭和29年4月6日制定)の一部  
を次のように改正する。

別表(1)中

各講座	演習及び卒業論文	10	を
共通	外国書講読	4	
各講座	演 業 論 習	4	に
共通	卒 業 論 文	6	
共通	外 国 書 講 読	4	

改める。

附 則

この規程(改正)は、昭和39年4月24日から実施し、昭和39年4月1日から適用する。

富山大学電子計算機室設立  
準備委員会規則の制定

富山大学電子計算機室設立準備委員会規則を次のように制定する。

昭和39年4月24日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学電子計算機室  
設立準備委員会規則

第1条 本委員会(以下「本会」という。)は、富山大学電子計算機室設立準備委員会という。

第2条 本会は、会長の諮問により、富山大学に設置する電子計算機の機種選定その他設置に伴う重要事項を審議する。

第3条 本会は学長が委嘱する次の委員をもって組織する。

- (1) 各学部長の推せんによる教官 各2名
- (2) 学長が特に必要と認めた教官 5名以内
- (3) 事務局長

第4条 本会に委員長をおく。

- 2. 委員長は委員の互選とする。
- 3. 本会は、委員長が招集し議長となる。

第5条 本会に幹事をおき、会計課長をもって充てる。

- 2. 幹事は議事を記録し、会の庶務を行なう。

附 則

この規則は昭和39年4月24日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

諸 会 議

第15回 評 議 会 (3月14日)

(議題)

- 1. 教官人事について
- 2. 富山大学附属図書館商議会議程の一部改正について
- 3. " 学部図書委員会規程の一部改正について
- 4. 昭和38年度卒業生の認定について
- 5. 大学院の追加予算の配当について

(報告事項)

- 1. 富山工業高等専門学校について
- 2. 国立大学学生部長会議について

第16回 評 議 会 (3月30日)

(議題)

- 1. 昭和39年度入学試験合格者の判定について
- 2. " 入学生のオリエンテーションについて
- 3. 沖縄学生の入学受入れについて
- 4. 専攻科入学志願者について

(報告事項)

- 1. 教官の人事異動について
- 2. 富山大学開学15周年記念行事について
- 3. 学生の懲戒処分の解除について

第1回 評 議 会 (4月24日)

(議題)

- 1. 教官人事について

- |                           |                  |
|---------------------------|------------------|
| 2. 入試合格者判定（薬学・補欠）について     | いて               |
| 3. 経済学専攻科入試合格者判定について      | （報告事項）           |
| 4. 富山大学経済学部学部規程の一部改正について  | 1. 国立学校特別会計法について |
| 5. 〃 電子計算機室設立準備委員会規則の制定につ | 2. 入学者の現況について    |

人 事 異 動

現 官 職	氏 名	異 動 内 容	発令年月日	発 令 庁
	北 村 岩 雄	技術員（工学部）に採用する	39. 3. 31	富山大学
（富山県教委） 技 師	郷 倉 小 次	文部技官（施設課長）に採用する	39. 4. 1	文 部 省
	高 木 光 司 郎	助教授（文理学部）に採用する	〃	〃
	宇尾野 逸 作	講師（文理学部）に採用する	〃	富山大学
	長 田 永 三 郎	〃（薬学部）に採用する	〃	〃
	瀬 岡 吉 彦	助手（経済学部）に採用する	〃	〃
	奥 井 健 一	〃（工学部）に採用する	〃	〃
	藤 原 壮 介	〃（経営短期大学部）に採用する	〃	〃
	山 本 弘	教諭（附属小学校）に採用する	〃	〃
	岡 本 公 一	〃（ 〃 ）に採用する	〃	〃
	中 川 省 三	教務員（文理学部）に採用する	〃	〃
	金 坂 績	〃（ 〃 ）に採用する	〃	〃
	加 藤 美 紀 子	〃（薬学部）に採用する	〃	〃
	塚 越 章 司	〃（ 〃 ）に採用する	〃	〃
	野 田 敏 明	事務員（庶務課）に採用する	〃	〃
	沖 野 雪 子	〃（文理学部）に採用する	〃	〃
	林 征 紀	〃（ 〃 ）に採用する	〃	〃
	塚 田 健 夫	〃（教育学部）に採用する	〃	〃
	横 山 正 弘	〃（ 〃 ）に採用する	〃	〃
	今 井 稔	〃（経済学部）に採用する	〃	〃
	魚 住 淳 一	〃（ 〃 ）に採用する	〃	〃
	東 敏	〃（工学部）に採用する	〃	〃
	荒 谷 孝 之	〃（ 〃 ）に採用する	〃	〃
	林 淳 子	〃（ 〃 ）に採用する	〃	〃
	山 本 紫 津	〃（ 〃 ）に採用する	〃	〃
	伊 井 典 子	〃（附属図書館）に採用する	〃	〃
	浦 上 淳 子	〃（ 〃 ）に採用する	〃	〃
	高 瀬 博 文	技術員（工学部）に採用する	〃	〃



	高安勇吉	“( ”)に採用する	39. 4. 1	富山大学
	金田忠直	技能員(会計課・自動車運転手)に採用する	”	”
	栗山政彦	”(薬学部・薬務手)に採用する	”	”
	柴野貞子	”(工学部・電話交換手)に採用する	”	”
	真野一雄	用務員(薬学部・作業員)に採用する	”	”
	黒田芳雄	事務員(教育学部)に採用する	39. 4. 13	”
	諏訪利明	”(薬学部)に採用する	”	”
	高森 諤	”(経営短期大学部)に採用する	”	”
	正橋昭子	教務員(薬学部)に採用する	39. 4. 20	”
	室田与三松	用務員(教育学部・作業員)に採用する	39. 5. 1	”
京都大学教授	木村康一	富山大学教授(薬学部)に併任する	39. 3. 1	文部省
薬学教授	志甫伝逸	薬学部長に併任する(任期は41.3.31まで)	39. 4. 1	”
工学教授	上野 亨	工学部長に併任する(任期は41.3.31まで)	”	”
経済学教授	花井益一	経営短期大学部主事に併任する(任期は40.3.31まで)	”	”
工学教授	長元亀久男	評議員に併任する(任期は40.5.31まで)	”	”
附属小学校教諭	野村武一	附属小学校教頭に併任する	”	”
工学部講師	瀬川安一郎	教授に昇任させる	39. 3. 10	”
工学部助教	塚島 寛	”	39. 4. 1	”
”(薬学部)	古谷嘉志	”	”	”
”(薬学部)	大浦彦吉	”	39. 5. 1	”
経済学部講師	吉原節夫	助教授に昇任させる	39. 4. 1	”
薬学部助手	金岡又雄	”	39. 5. 1	”
経済学部助手	大谷明夫	講師に昇任させる	39. 4. 1	富山大学
工学部助手	嶋尾一郎	”	”	”
”	西部慶一	”	”	”
”	平沢良介	”	”	”
”	作道栄一	”	”	”
”	多々静夫	”	”	”
文部技官(薬学部)	宮原龍郎	助手に昇任させる	”	”
”	星野重孝	”	”	”
文部技官(工学部)	新井甲一	”	”	”
文部省人事課給与班・係長	辺見儀平	富山大学庶務課長に昇任させる	”	文部省
文部省調査局統計課・係長	榎本兼三	富山大学学生課長に昇任させる	”	”
庶務課長	村上虎太	東京学芸大学庶務課長に配置換する	”	”
施設課長	寺西礼一	神戸大学施設課長に配置換する	”	”
学生課長	鈴木定次郎	神戸大学学生課長に配置換する	”	”

教 授 (薬 学 部)	北 川 晴 雄	千葉大学教授に配置換する	39. 4. 1	文 部 省
教 授 (工 学 部)	野 路 末 吉	富山工業高等専門学校長に配置換する	〃	〃
〃	瀬 川 安 一 郎	富山工業高等専門学校教授に配置換する	〃	〃
助 教 授 (文 理 学 部)	佐 口 透	金沢大学助教授に配置換する	〃	〃
助 教 授 (工 学 部)	鳥 取 孝 太 郎	新潟大学教授に昇任させる	〃	〃
講 師 (文 理 学 部)	日 南 田 俊 二	富山工業高等専門学校(講師)に出向させる	〃	富 山 大 学
文 部 事 務 官 (庶 務 課)	小 林 武	富山工業高等専門学校(庶務係長)に出向させる	〃	〃
文 部 事 務 官 (会 計 課)	成 瀬 正 夫	富山工業高等専門学校(会計係長)に出向させる	〃	〃
学 務 係 長 (経 営 短 大)	高 崎 公 文	富山工業高等専門学校(教務係長)に出向させる	〃	〃
文 部 技 術 官 (会 計 課)	沢 本 省 三	富山工業専門学校に出向させる	〃	〃
文 部 事 務 官 (文 理 学 部)	奥 村 喜 代 志	〃	〃	〃
事 務 員 (文 理 学 部)	御 福 隆	〃	〃	〃
用 務 員 (薬 学 部)	田 中 秀 二	〃	〃	〃
文 部 事 務 官 (附 属 図 書 館)	佐 藤 透	北海道大学に出向させる	〃	〃
文 部 事 務 官 (教 育 学 部)	林 弘	経営短期大学部学務係長に昇任させる	〃	〃
〃	平 岡 幸 一	庶務課に配置換する	〃	〃
〃	吉 田 茂	会計課に配置換する	〃	〃
〃	福 田 富 美 枝	〃	〃	〃
文 部 事 務 官 (文 理 学 部)	森 慶 二	〃	〃	〃
文 部 事 務 官 (経 済 学 部)	森 田 隆 夫	〃	〃	〃
文 部 事 務 官 (会 計 課)	奥 田 真 一	文理学部に配置換する	〃	〃
事 務 員 (工 学 部)	松 下 健 作	〃	〃	〃
文 部 事 務 官 (工 学 部)	本 沢 健 二	教育学部に配置換する	〃	〃
〃 (文 理 学 部)	中 田 昭 暉	〃	〃	〃
(会 計 課)	渡 辺 国 男	〃	〃	〃
〃	平 林 富 子	〃	〃	〃
(薬 学 部)	多 村 節 子	経済学部に配置換する	〃	〃
(経 済 学 部)	奥 田 雅 子	薬学部に配置換する	〃	〃
(教 育 学 部)	中 村 恵 二	工学部に配置換する	〃	〃
事 務 員 (経 済 学 部)	村 中 一 男	〃	〃	〃
事 務 見 習 員 (教 育 学 部)	大 房 進	事務員(教育学部)に配置換する	〃	〃
技 能 員 ( 〃 )	村 沢 厳	〃	〃	〃
文 部 事 務 官 (薬 学 部)	中 島 菊 枝	庶務課(電話交換手)に配置換する	39. 5. 1	〃
文 部 技 術 官 ( 〃 )	松 原 薫	厚生課(看護婦)に配置換する	〃	〃
技 能 員 ( 〃 )	吉 野 敏 邦	施設課(工務員)に配置換する	〃	〃
用 務 員 (教 育 学 部)	植 吉 和 政	技能員(自動車運転手)に配置換する	〃	〃

事務員 (庶務課)	南 雲 修	文部省大臣官房人事課に出向させる	39 .5. 1	富山大学
教授 (文理学部)	須沼吉太郎	辞職を承認する (東洋大学に転出)	39. 3. 31	文 部 省
助教 (経済学部)	池田直視	〃 (北九州大学に転出)	〃	〃
〃 (経営短大)	長 砂 実	〃 (関西大学に転出)	〃	〃
教諭 (附属小学校)	小西信三	〃 (地方教官に転出)	〃	富山大学
〃	酒井一夫	〃 ( 〃 )	〃	〃
教授 (教育学部)	飯山敏春	昭和39年3月31日限り停年により退職した	39. 4. 1	文 部 省
文部事務官 (庶務課)	洲崎 茂	辞職を承認する	39. 3. 30	富山大学
事務員 (教育学部)	竹腰秀次郎	〃	39. 3. 31	〃
用務員 ( 〃 )	中野 太	〃	39. 4. 30	〃
技能員 ( 〃 )	八木むら	〃	〃	〃
事務員 (薬学部)	土岐文子	〃	39. 3. 31	〃
技能員 ( 〃 )	深井和美	〃	〃	〃
事務員 (工学部)	中村 宏	〃	〃	〃
〃	吉森美和子	〃	〃	〃

学 内 諸 報

昭和38年度卒業式

富山大学第12回並びに同経営短期大学部第3回の卒業式は、3月19日(木)午前10時から黒田講堂で行われた。

この日の卒業生は660名、各学部代表等にそれぞれ証書が授与され、学長告辞、来賓祝辞等のあと、桜井栄子(教育学部)及び遠藤主計(経営短大)の両名が卒業生の代表として答辞を述べ、蛍の光の奏楽裡に式が終つた。

昭和39年度入学式

富山大学第16回並びに同経営短期大学部第6回の入学式は、4月10日(金)午前10時から黒田講堂で行われた。

横田学長からは式辞として、学修に対する一般的な心構えや、在学中の交友を重視し人間性の完成に努めるようにとの祝福と励ましのことばがあり、それに対し、横田重雄(工学部)及び大田晋也(経営短大)の両名が、新入生を代表して「我々一同は、今日の喜びを胸に秘め、若いエネルギーを学問の研鑽にそそぎ少しでも社会の進歩に貢献できるよう前進することを誓いたい」と答辞を述べた。

薬学研究科 入学式

大学院薬学研究科の39年度の入学式は4月21日(火)午前10時から15名の新入生が出席して本部会議室で行われた。入学者の内訳次のとおり。

出身学部別=本学薬学部11名、同文理学部理学科3名、

同工学部工業化学科1名、

専攻種別=薬化学1名、薬品分析化学2名、薬品物理化学2名、衛生化学1名、薬品生物化学3名、薬物学Ⅰ1名、薬物学Ⅱ3名、薬品製造学2名

学科別卒業生及び入学者数調べ

学 部	学 科	38年度 卒業生	39年度 入 学 生
文 理 学 部	文 学 科	46	37
	理 学 科	55	60
	(小 計)	101	97
教 育 学 部	初 等 教 育 科	37	77
	中 等 教 育 科	49	59
	(小 計)	86	136
経 済 学 部	経 済 学 科	127	145
薬 学 部	薬 学 科	80	82
工 学 部	電 気 工 学 科	40	41
	工 業 化 学 科	41	60
	金 属 工 学 科	46	40
	機 械 工 学 科	58	50
	生 産 機 械 工 学 科	—	40
	(小 計)	185	231
計		579	691
経 営 短 期 大 学 部	経 営 科 (第2部)	81	100
合 計		660	791

(注) 39年度入学生は5月1日現在

### 薬学会奨励賞の受賞

薬学部助教授吉井英一教官は、ホトサントニニツク・アシッドの構造研究について、下記のとおり日本薬学会奨励賞を授与された。

記

賞 状  
ホトサントニニツク・アシッドの  
構造研究

吉 井 英 一 殿

右研究の学術上特に注目すべき内容を有するものと認めここに昭和39年度日本薬学会奨励賞ならびに副賞鈴木賞を授与し、表彰する。

昭和39年4月4日

社団法人 日本薬学会 会頭  
津 田 恭 介

### 富山工業高専の発足

国立富山工業高等専門学校は、富山市本郷町13に4月1日付で開校、同18日第1回入学式に併せて開校式が行われた。  
(電話=富山②7521番)

なお、同校の初代校長には本学工学部長の野路末吉教授が、また同事務長には文部省管理局指導課防災係長の鷲山一夫事務官がそれぞれ転任発令され、その他本学より出向の職員等によつて次のとおり事務部が設置された。

校長・野路 末吉	}	庶務係長・小林 武
事務長・鷲山 一夫		会係係長・成瀬 正夫
		教務係長・高崎 公文

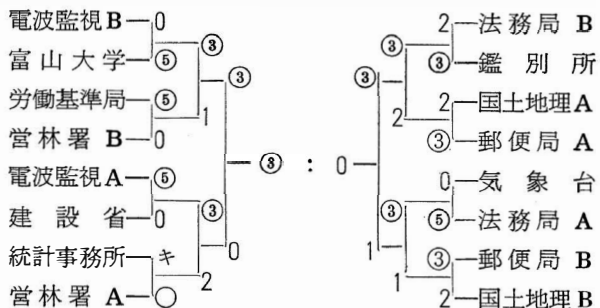
### R連盟の卓球大会

全国公務員レクリエーション富山地区運営委員会(R連盟)の卓球大会は、下記のとおり開かれ、本学チームが団体優勝した。

記

と き 3月7日(土) 9.30~  
と ころ 興国人絹パルプ 体育館

競技結果



優 勝=富山大学 次勝=富山少年鑑別所  
本学チーム選手

山崎高広、森田直賢、清水岑夫、長沢義男、大西湊子  
(以上薬学部) 山下寿和、細川勝児(以上図書館)

### 共済組合だより

文部省共済組合定款の一部が4月1日付で改正されたがその大要は次のとおり。(39.4.10官報参照)

記

1. 長期組合員および短期組合員の短期給付(福祉事業を含む。)の掛金率および国等の負担金率をそれぞれ俸給の $\frac{3}{1000}$ から $\frac{3}{1000}$ に引き上げたこと。
2. 短期給付(福祉事業を含む。)の掛金および負担金の額のうち福祉事業に要する費用にあてることができる金額を1の改正に伴ない俸給の $1.5\frac{1}{1000}$ から $1.85\frac{1}{1000}$ に引上げたこと。
3. 1および2の改正は、昭和39年4月1日から実施すること。

### 職 員 消 息

<新任者住所>

事務局	
庶務課長	辺見 儀平
施設課長	郷倉 小次
事務員	野田 敏明
技能員	金田 忠直
学生部	
学生課長	榎本 兼三
文理学部	
助 教 授	高木光司郎
講 師	宇尾野逸作
教 務 員	中川 省三
〃	金坂 績
事 務 員	沖野 雪子
〃	林 征紀
教育学部	
附小・教諭	岡本 公一
〃	山本 弘
事 務 員	黒田 芳雄
〃	塚田 健夫
〃	横山 正弘
経済学部	
助 手	瀬岡 吉彦
事 務 員	今井 稔

〃 魚住 淳一  
 薬学部  
 講師 長田永三郎  
 教務員 加藤美紀子  
 〃 塚越 章司  
 〃 正橋 昭子  
 事務員 諏訪 利明  
 技能員 栗山 政彦  
 用務員 真野 一雄  
 〃 室田与三松  
 工学部  
 助手 奥井 健一  
 事務員 東 敏  
 〃 荒谷 孝之  
 〃 林 淳子  
 〃 山本 紫津  
 技術員 北村 岩雄  
 〃 高瀬 博文  
 〃 高安 勇吉  
 技能員 柴野 貞子  
 附属図書館  
 事務員 伊井 典子  
 〃 浦上 淳子  
 経営短期大学部  
 助手 藤原 壮介  
 事務員 高森 諤  
 <改 姓>  
 事務局会計課  
 事務官 柴田富美枝 (旧姓・福田)  
 経営短期大学部  
 事務員 矢後 和子 (旧姓・八木)  
 <住所変更>  
 事務局  
 事務官 柴田富美枝  
 学生部  
 事務官 刑部 幸雄  
 文理学部  
 助教授 川井 清保  
 〃 久保 和美  
 〃 横山 泰  
 事務官 白野 明  
 技能員 林 清平  
 教育学部  
 助教授 藤井 敏孝  
 経済学部  
 教授 三国 一義  
 工学部  
 助手 加藤 勉

事務員 加賀見 実  
 経営短大  
 事務員 矢後 和子

<住所地名変更>

事務局  
 事務官 村井 弘

主 要 日 誌

本 部

3月2・3日 急増対策資料調査(大学学術局佐伯庶務課  
 長補佐来学)  
 4日 入学試験管理委員会  
 〃 高専入学者選考委員会  
 〃 富山地区官公庁連絡協議会  
 5日 富山高専入試合格者発表  
 6日 〃 教官選考委員会  
 7日 R連盟富山地区卓球大会  
 〃 学内麻雀大会  
 9日 事務協議会  
 10日 富山高専仮事務室開き(黒田講堂)  
 13日 国立大学会計部課長会議  
 〃 国立大学の講座等に関する省令の説明会  
 14日 評議会(第15回)  
 16日 15周年記念行事実施委員会  
 19日 卒業式  
 23~24日 入学試験  
 26日 文理学部改組問題について本省と話し合い  
 28日 富大住宅組合臨時総会  
 30日 評議会(第16回)  
 〃 人事担当官会議  
 4月4日 富大後援会役員会  
 8日 富山地区官公庁連絡協議会  
 〃 転出課長の歓送会  
 〃 事務協議会(第1回)  
 9日 住宅委員会  
 10日 入 学 式  
 〃 富山大学後援会総会  
 18日 富山高専開校式・入学式  
 21日 大学院薬学研究科入学式  
 24日 評議会(第1回)  
 25日 補導協議会(第1回)  
 27日 文理学部関係国立大学長協議会

**文 理 学 部**

- 3月3日 大学学術局庶務課佐伯課長補佐来学
- 6日 学部係長会議
- 10日 //
- 11日 真率会幹事会
- // 人事教授会
- // 教授会
- 17日 人事教授会
- // 教授会
- 18日 文学科会議
- 19日 学部卒業祝賀会
- 23・24日 入学試験
- 30日 教授会
- // 須沼, 佐口, 日南田教官送別会
- 4月1日 文学科教授のみの会議
- 6日 異動職員送別会
- 8日 学部防火演習
- 9日 文学科会議, 理学科会議
- 11日 新入学生学部オリエンテーション
- 13日 // 一般教育オリエンテーション
- // 人事教授会
- // 教授会
- // 文学科会議
- 14日 前学期授業開始
- 16日 改組委員会(文学科・理学科)
- 18日 ゲーテ協会富山支部例会
- 22日 文学科教授のみの教授会

**教 育 学 部**

- 3月2日 教育実習委員会
- 3日 補導委員会
- // 特別教職課程委員会
- 5日 選考委員会
- 11日 教務委員会
- 12日 体育館運営委員会
- 13日 教授会
- // 教務・補導合同委員会
- 15日 附属小学校卒業式
- 16日 選考委員会
- 17日 附属中学校卒業式
- 18日 附属幼稚園修了式
- // 学窓会歓迎会
- 21日 人事教授会
- 23・24日 入学試験

- 30日 教授会
- // 教務・補導合同委員会
- 4月4日 附属小学校入学式
- 6日 前学期授業開始
- 8日 附属中学校入学式
- 9日 附属幼稚園入園式
- 11日 新入学生オリエンテーション・健康診断
- 14日 教務委員会
- 15日 教授会
- 17日 人事教授会
- 21日 //
- 27日 職業補導委員会

**経 済 学 部**

- 3月2日 40周年沿革史編集委員会
- 5日 人事教授会
- // 選考委員会
- // 教務委員会
- 12日 補導委員会
- // 教務委員会
- // 教授会(第20回)
- // 人事教授会
- // 選考委員会
- 17日 人事教授会
- 19日 卒業祝賀会
- 23・24日 入学試験
- 28日 教務委員会
- 30日 教授会(第21回)
- // 人事教授会
- 31日 //
- 4月4日 40周年沿革史編集委員会
- 7日 経済学専攻科入学試験
- 9日 教授会(第1回)
- 11日 新入学生オリエンテーション
- 13日 授業開始
- 14日 職業補導委員会
- 16日 40周年沿革史編集委員会
- 22日 教務委員会
- 23日 教授会(第2回)
- 30日 学生就職に対する父兄懇談会
- // 40周年沿革史編集委員会

**薬 学 部**

- 3月2日 2,3年次後期末試験(7日まで)
- 3日 教授会, 人事教授会

- 6・10日 大学院薬学研究科入学試験  
 11日 2.3年次後期再試験  
 12日 金大薬学部岡田事務長他3名来学  
 13日 大学院薬学研究科委員会, 教授会  
 ♪ 学部図書委員会  
 17日 大学院薬学研究科入試合格者発表  
 18日 教授会  
 19日 卒業祝賀会(富山薬窓会主催)  
 23・24日 入学試験  
 25日 五福校舎(2号館関係)移転開始  
 26日 静岡薬科大学会計課長来学  
 30日 新校舎へ移転完了  
 ♪ 教授会, 大学院薬学研究科委員会  
 4月1日 附属和漢薬研究施設に生物試験部門増設  
 ♪ 人事教授会  
 11日 新入学生オリエンテーション及び健康診断  
 13日 授業開始  
 21日 大学院薬学研究科入学式  
 22日 教授会  
 25日 新入学生歓迎会(学生主催)

### 工 学 部

- 3月4日 一般教授会(学部長選挙)及び専任教授会  
 7日 野路学部長記念講演会(演題=国立大学工学部の姿)  
 11日 一般教授会及び専任教授会  
 13日 ♪ ♪  
 23日 富山高専事務長来学  
 23・24日 入学試験  
 30日 一般教授会  
 4月11日 新入学生オリエンテーション  
 22日 一般教授会及び専任教授会

### 附 属 図 書 館

- 3月9日 事務打合せ会  
 10日 附属図書館商議会(第5回)  
 26日 事務打合せ会  
 4月3日 本館事務打合せ会  
 22日 事務打合せ会  
 28日 附属図書館商議会(第1回)

### 経 営 短 期 大 学 部

- 3月5日 会計事務検査

- 13日 教官会議(卒業認定)  
 16日 経済・短大合同委員会  
 17日 非常勤講師との懇談会  
 19日 卒業祝賀会  
 25日 入学試験  
 28日 編入学志願者面接  
 31日 教官会議(入試合格者選考等)

### 職 員 の 不 幸

- 工学部会計係長 島田 利雄 4月15日死亡  
 附属小学校教諭 吉田 光子 4月30日死亡

昭和39年4月15日

印刷所 昭和印刷株式会社

